

(分野名) 9 メディアにおける女性の人権の尊重

(施策名) (2) 国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進

1 主な施策の取組状況及び評価

性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、まず国の行政機関自らが、男女の描写方法に関するガイドラインを策定するなど率先して取組を行うとの方針に基づき、内閣府において「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を策定した。

平成 11 年度以降、国内・国外におけるガイドラインの策定等の状況を調査。有識者によるワーキング・グループにおける検討を経て、平成 14 年度に策定、公表。

25,000 部を作成し、中央省庁、地方公共団体、立法機関、司法機関、民間団体等に配布。

都道府県・政令指定都市においても、平成 15 年 3 月現在 24 団体がガイドラインを策定しており、性にとらわれない表現の促進について浸透・周知が図られている。

2 今後の方向性、検討課題等

引き続き「公的広報の手引」の周知と普及を図るとともに、必要に応じて「公的広報の手引」の改訂について検討する必要がある。

3 参考データ、関連政策評価等

(別紙参照)